

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	II 5提出先65		新規追加	事後	番号法改正に伴い追加
令和6年9月27日	II 5提出先66		新規追加	事後	番号法改正に伴い追加
令和6年9月27日	II 5.移転先1 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(8の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第8条	・番号法第9条第1項及び別表(9の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第8条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先2 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(9の項) ・別表第一省令第9条	・番号法第9条第1項及び別表(10の項) ・別表省令第9条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先3 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(10の項) ・別表第一省令第10条	・番号法第9条第1項及び別表(14の項) ・別表省令第10条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先4 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(11の項) ・別表第一省令第11条	・番号法第9条第1項及び別表(20の項) ・別表省令第11条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先5 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(12の項) ・別表第一省令第12条	・番号法第9条第1項及び別表(21の項) ・別表省令第12条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先6 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(14の項) ・別表第一省令第14条	・番号法第9条第1項及び別表(22の項) ・別表省令第14条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先7 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(15の項) ・別表第一省令第15条	・番号法第9条第1項及び別表(23の項) ・別表省令第15条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先7 ②移転先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	

令和6年9月27日	II 5.移転先8 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(16の項) ・別表第一省令第16条	・番号法第9条第1項及び別表(24の項) ・別表省令第16条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先8 ②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先9 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(20の項) ・別表第一省令第19条	・番号法第9条第1項及び別表(32の項) ・別表省令第19条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先10 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(30の項) ・別表第一省令第30条	・番号法第9条第1項及び別表(44の項) ・別表省令第24条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先10 ②移転先における用途	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先11 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(31の項) ・別表第一省令第31条	・番号法第9条第1項及び別表(46の項) ・別表省令第24条2	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先12 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(34の項) ・別表第一省令第34条	・番号法第9条第1項及び別表(51の項) ・別表省令第25条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先13 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(37の項) ・別表第一省令第37条	・番号法第9条第1項及び別表(56の項) ・別表省令第29条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先14 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(41の項) ・別表第一省令第41条	・番号法第9条第1項及び別表(61の項) ・別表省令第32条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先15 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(43の項) ・別表第一省令第43条	・番号法第9条第1項及び別表(63の項) ・別表省令第34条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先16 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(44の項) ・別表第一省令第44条	・番号法第9条第1項及び別表(64の項) ・別表省令第35条	事後	

令和6年9月27日	II 5.移転先17 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(45の項) ・別表第一省令第45条	・番号法第9条第1項及び別表(65の項) ・別表省令第36条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先18 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(46の項) ・別表第一省令第46条	・番号法第9条第1項及び別表(66の項) ・別表省令第37条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先19 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(47の項) ・別表第一省令第47条	・番号法第9条第1項及び別表(67の項) ・別表省令第38条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先20 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(49の項) ・別表第一省令第49条	・番号法第9条第1項及び別表(70の項) ・別表省令第40条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先20 ②移転先における用途	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	母子保健法(昭和40年法律第141号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先21 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(49の項) ・別表第一省令第49条	・番号法第9条第1項及び別表(70の項) ・別表省令第40条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先21 ②移転先における用途	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	母子保健法(昭和40年法律第141号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先22 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(50の項) ・別表第一省令第50条	・番号法第9条第1項及び別表(71の項) ・別表省令第41条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先23 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(56の項) ・別表第一省令第56条	・番号法第9条第1項及び別表(81の項) ・別表省令第44条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先24 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(59の項) ・別表第一省令第59条	・番号法第9条第1項及び別表(85の項) ・別表省令第46条	事後	

令和6年9月27日	II 5.移転先24 ②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先25 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(63の項) ・別表第一省令第63条	・番号法第9条第1項及び別表(95の項) ・別表省令第48条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先26 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(68の項) ・別表第一省令第68条	・番号法第9条第1項及び別表(100の項) ・別表省令第50条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先27 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(76の項) ・別表第一省令第76条	・番号法第9条第1項及び別表(111の項) ・別表省令第54条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先28 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(83の項) ・別表第一省令第83条	・番号法第9条第1項及び別表(116の項) ・別表省令第59条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先29 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(84の項) ・別表第一省令第84条	・番号法第9条第1項及び別表(117の項) ・別表省令第60条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先30 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(94の項) ・別表第一省令第94条	・番号法第9条第1項及び別表(127の項) ・別表省令第68条	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先30 ②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	
令和6年9月27日	II 5.移転先31 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一(95の項) ・別表第一省令第95条	・番号法第9条第1項及び別表(128の項) ・別表省令第68条の2	事後	
令和6年9月27日	II 5提供先12	厚生労働省	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(21の項)	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5.移転先12 ②移転先における用途	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	削除	事後	別表第二削除に伴い

令和6年9月27日	II 5移転先12 ③提供する情報	住民票関係情報	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先12 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先12 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記載されている住民及び除票となった住民	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先12 ⑥提供方法	【○】情報提供ネットワークシステム	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先12 ⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5提供先15	社会福祉協議会	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(30の項)	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先15 ②移転先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先15 ③提供する情報	住民票関係情報	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先15 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先15 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記載されている住民及び除票となった住民	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先15 ⑥提供方法	【○】情報提供ネットワークシステム	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先15 ⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5提供先38	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	削除	事後	別表第二削除に伴い

令和6年9月27日	II 5提供先38 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(89の項)	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5.移転先38 ②移転先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先38 ③提供する情報	住民票関係情報	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先38 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先38 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記載されている住民及び除票となった住民	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先38 ⑥提供方法	【○】情報提供ネットワークシステム	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先38 ⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5提供先44	農林漁業団体職員共済組合	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5提供先44 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(102の項)	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5.移転先44 ②移転先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先44 ③提供する情報	住民票関係情報	削除	事後	別表第二削除に伴い

令和6年9月27日	II 5移転先44 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先44 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記載されている住民及び除票となった住民	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先44 ⑥提供方法	【○】情報提供ネットワークシステム	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先44 ⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5提供先45	独立行政法人農業者年金基金	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5提供先45 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(103の項)	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先45 ②移転先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先45 ③提供する情報	住民票関係情報	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先45 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先45 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記載されている住民及び除票となった住民	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先45 ⑥提供方法	【○】情報提供ネットワークシステム	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先45 ⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	削除	事後	別表第二削除に伴い

令和6年9月27日	II 5提供先46	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5提供先46 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(105項)	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先46 ②移転先における用途	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先46 ③提供する情報	住民票関係情報	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先46 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先46 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記載されている住民及び除票となった住民	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先46 ⑥提供方法	【○】情報提供ネットワークシステム	削除	事後	別表第二削除に伴い
令和6年9月27日	II 5移転先46 ⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	削除	事後	別表第二削除に伴い